

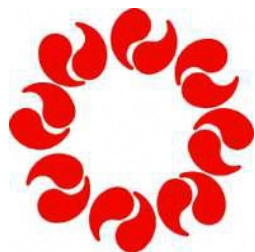
都市計画変更(原案)説明会

熊谷都市計画道路 第3・5・59号 熊谷邑楽線

熊谷都市計画公園 第9・6・01号 北武蔵公園

令和8年6月7日(日)

熊谷市 妻沼中央公民館 大会議室



埼玉県



熊谷市

都市計画変更(原案)説明会

日時: 令和8年6月7日(日) ①15:00~16:00
②18:00~19:00

場所: 熊谷市 妻沼中央公民館 大会議室

次第

1 開 会

2 都市計画変更(原案)の説明

〔 熊谷都市計画道路 第3・5・59号 熊 谷 邑 楽 線
熊谷都市計画公園 第9・6・01号 北 武 蔵 公 園 〕

3 質疑

4 その他

5 閉会

■ 目的

都市計画の変更案を策定するにあたり、住民の皆様のご意見をお伺いするものです。

（都市計画法 第16条 に基づく説明会）

■ 概要

埼玉県では、広域交通ネットワーク強化を目的として、以下の事業を進めています。

- ・熊谷邑楽線（（仮称）利根川新橋及びアクセス道路）の整備に向けた検討

これらの道路計画に合わせた都市計画変更の原案をご説明いたします。

1 熊谷邑楽線について

(熊谷都市計画道路 第3・5・59号 熊谷邑楽線)

- ① 概要
- ② 都市計画の方針・変更理由
- ③ 都市計画変更原案について

2 北武蔵公園(熊谷スポーツ文化公園)について

(熊谷都市計画公園 第9・6・01号 北武蔵公園)

- ① 概要
- ② 都市計画の方針・理由
- ③ 都市計画変更原案について

3 今後の予定

1 熊谷邑楽線

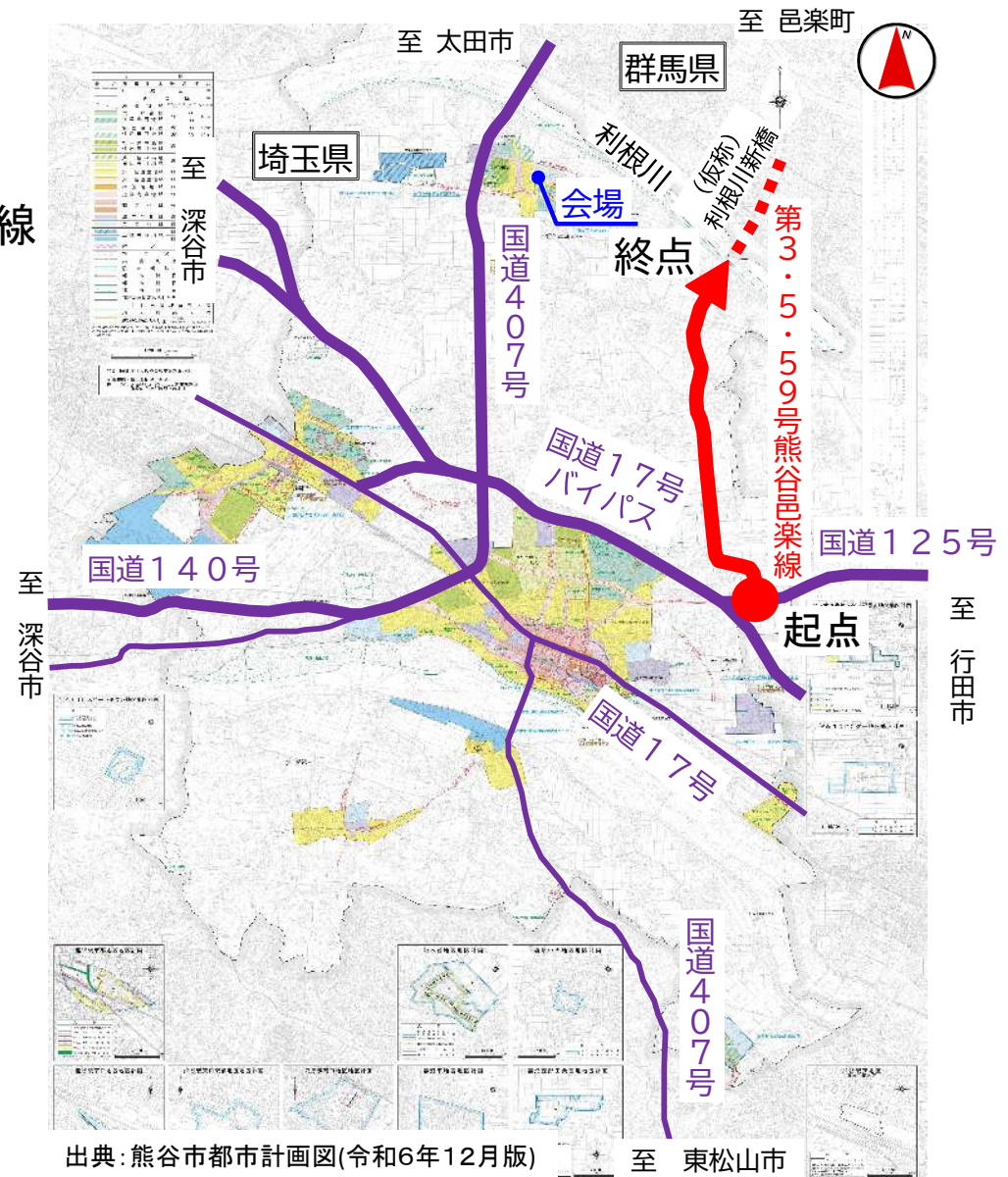
(熊谷都市計画道路 第3・5・59号 熊谷邑楽線)

① 概要

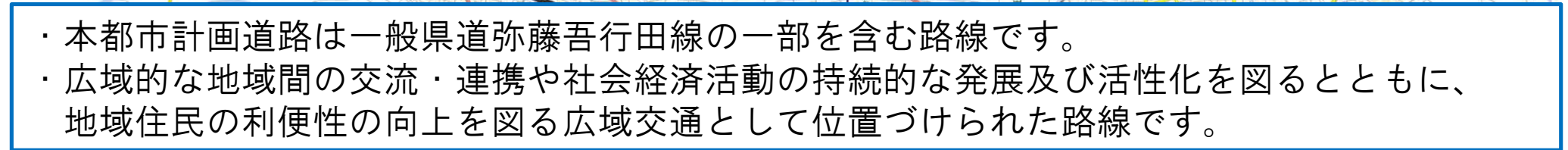
熊谷都市計画道路 第3・5・59号 熊谷邑楽線は、熊谷都市計画区域内の広域交通ネットワークを形成する重要な路線です。

国道125号から(仮称)利根川新橋までを結び、広域交通ネットワークの強化を目指します。

- ◇ 名称
熊谷都市計画道路 第3・5・59号 熊谷邑楽線
- ◇ 起点
熊谷市大字池上字稻荷前
- ◇ 終点
熊谷市大字葛和田字中津呂
- ◇ 延長
7,240m
- ◇ 幅員
14.5m



出典：熊谷市都市計画図(令和6年12月版)



1 熊谷邑楽線

(熊谷都市計画道路 第3・5・59号 熊谷邑楽線)

② 都市計画の方針・変更理由

＜上位計画＞

熊谷都市計画

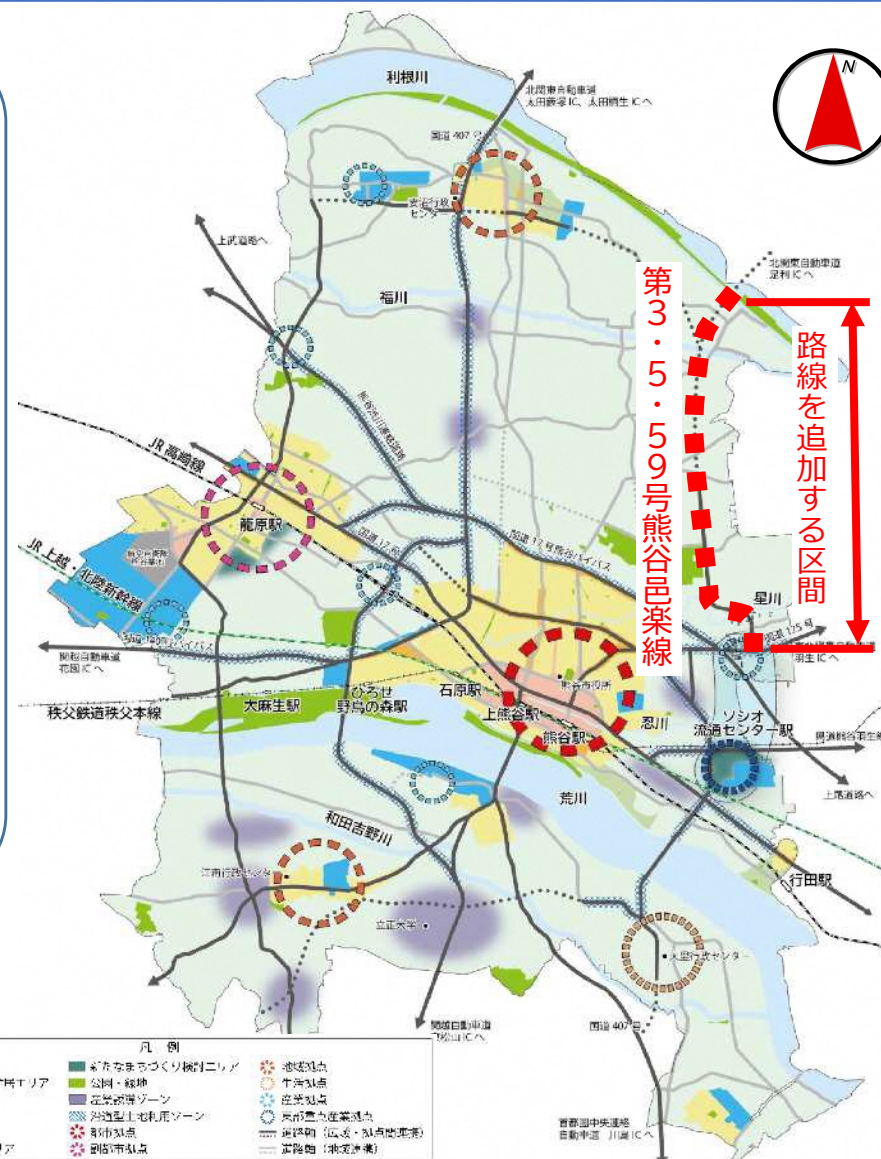
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針＜埼玉県＞

- ・広域的な地域間の交流・連携
- ・社会経済活動の持続的な発展・活性化
- ・各地区における集中・発生交通の円滑化
- ・住民の利便性向上

熊谷市都市計画マスタープラン ＜熊谷市＞

- ・市内拠点間の移動円滑化
- ・広域道路ネットワークの強化

都市計画道路熊谷邑楽線による 道路ネットワークの形成 (雇用の促進、流通の拡大など)



出典：熊谷市「熊谷市都市計画マスタープラン」P. 44

＜変更理由＞

北関東エリアとの広域連携を強化し、企業立地や物流の優位性を高めるため、(仮称)利根川新橋の架橋に合わせて、国道125号と新橋を結ぶ新たな都市計画道路を追加するもの。

1 熊谷邑楽線

(熊谷都市計画道路 第3・5・59号 熊谷邑楽線)

③ 都市計画変更原案について

都市計画変更原案について（熊谷邑楽線）

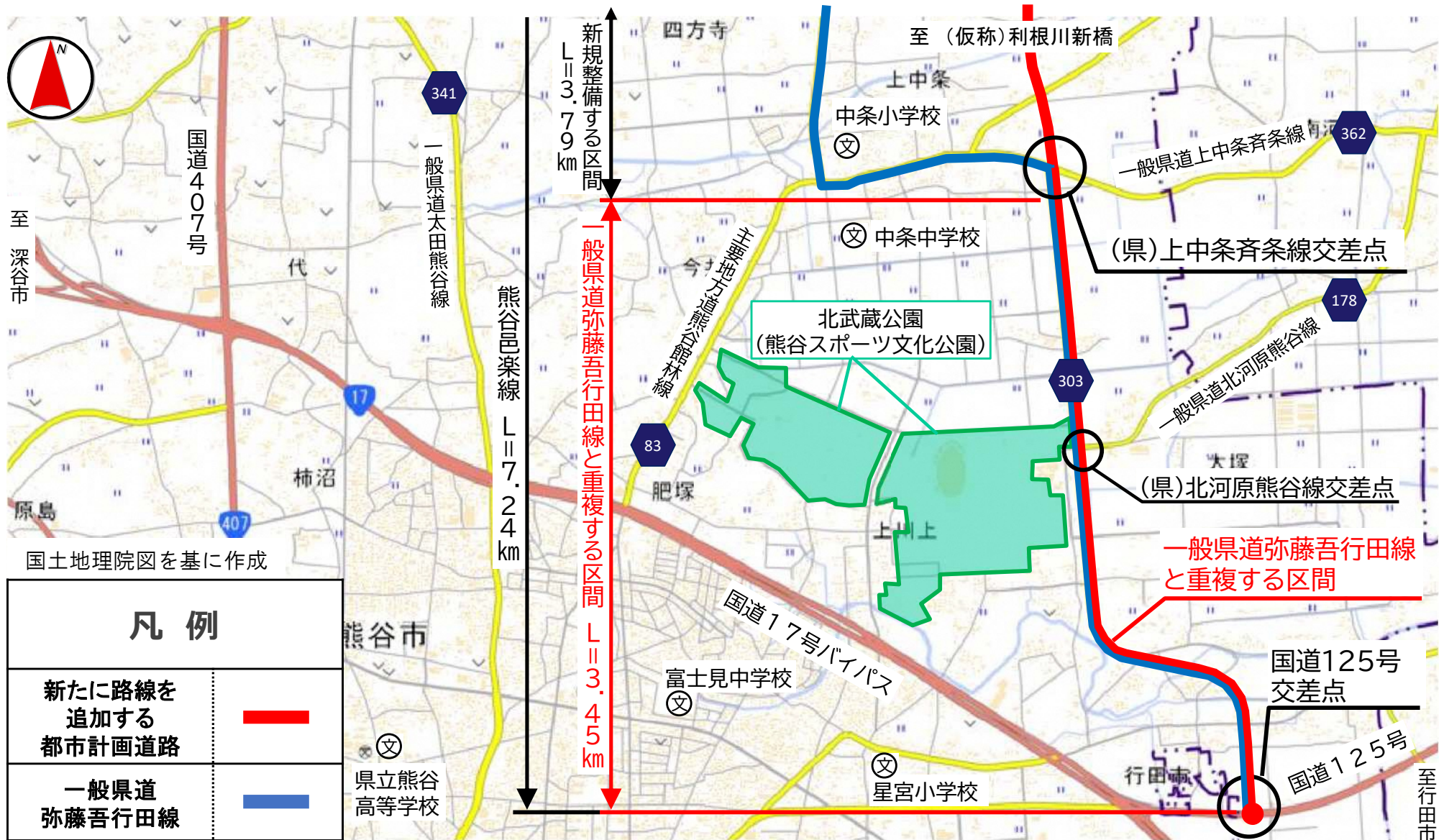
10

熊谷邑楽線 延長約7.24kmの区間について、
道路幅員:14.5m 車線数:2車線 として、
新たに路線を追加しようとするもの

項目	変更後	変更内容
延長内訳	約7,240m	・路線の追加
起 点	熊谷市池上	
終 点	熊谷市葛和田	
車線数	2車線	
幅員	14.5m	



熊谷邑楽線の延長約7.24kmのうち、国道125号交差点～一般県道上中条斉条線交差点までの約3.45kmの区間については、一般県道弥藤吾行田線と重複しており、現道幅員(12.0m～14.0m)を都市計画道路幅とする。

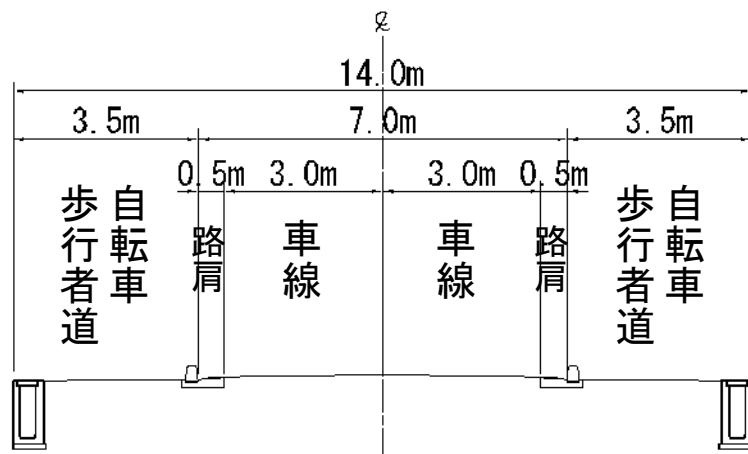


熊谷邑楽線の延長約7.24kmのうち、一般県道上中条斉条線交差点～（仮称）利根川新橋（群馬県境）までの約3.79kmの区間については、新たに道路整備を行い、道路幅員（ $W=14.5\text{m}$ ）を都市計画道路幅とする。

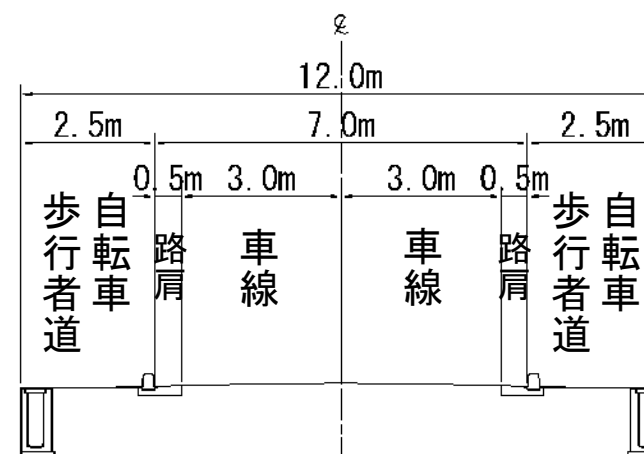


○熊谷邑楽線（一般県道弥藤吾行田線と重複する区間）の標準幅員

国道125号～一般県道北河原熊谷線

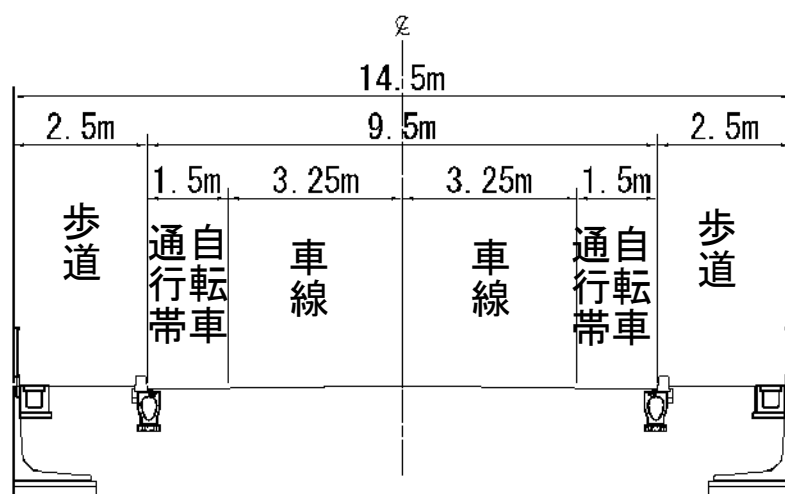


一般県道北河原熊谷線～一般県道上中条斉条線

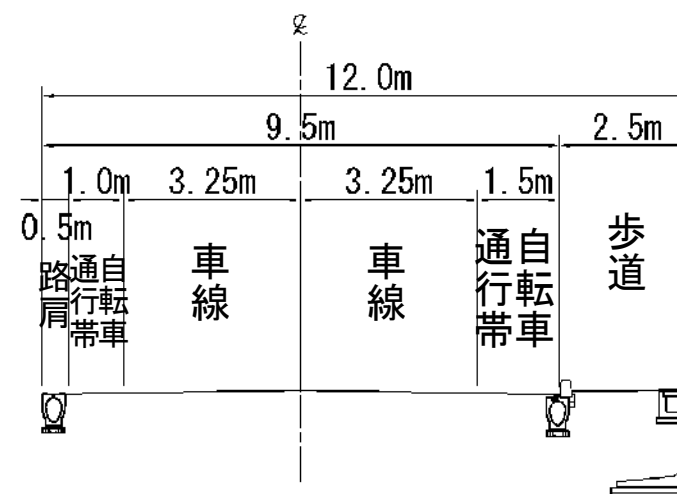


○熊谷邑楽線（新たに整備する区間）の標準幅員

一般県道上中条斉条線～主要地方道羽生妻沼線



主要地方道羽生妻沼線～埼玉・群馬県境



2 北武蔵公園（熊谷スポーツ文化公園）

（熊谷都市計画公園 第9・6・01号 北武蔵公園）

① 概要

熊谷都市計画公園 第9・6・01号 北武蔵公園(熊谷スポーツ文化公園)は、熊谷都市計画区域における都市公園の一つであり、熊谷市内に位置しています。

昭和57年に北武蔵公園として整備が始まり、平成8年に第59回国民体育大会の開催に必要な施設を公園内に設置するため区域変更し、現在の姿となっています。

公園位置図

◇ 名称

熊谷都市計画公園 第9・6・01号 北武蔵公園
(熊谷スポーツ文化公園)

◇ 当初決定

昭和57年2月26日(埼玉県告示)

◇ 最終決定

平成8年12月17日(埼玉県告示)

◇ 所在地

熊谷市大字今井地内ほか

◇ 都市計画決定区域

99.7ha



2 北武蔵公園（熊谷スポーツ文化公園） （熊谷都市計画公園 第9・6・01号 北武蔵公園）

② 都市計画の方針

<上位計画>

熊谷都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 <埼玉県>

（２）主要な緑地の配置の方針

- ・利根川や荒川を「核」とし、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全し、緑地ネットワークの「拠点」づくりを進める。
- ・また、樹林地や公園、河川など緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

熊谷市都市計画マスタープラン <熊谷市>

4 水と緑

- ・貴重な地域資源を生かして生活を楽しむ空間を形成するため、スポーツ・文化・健康拠点の機能充実やアクセス向上を目指す。
- ・熊谷スポーツ文化公園は、市民のスポーツや健康増進、憩いの場として、スポーツ・文化・健康機能の維持・充実に努める。

凡 例	
都市計画区域	公園・緑地等
行政区域	鉄道
市街化区域	広域交通
中心拠点	河川
生活拠点	
産業拠点	
観光・交流拠点	

(注) 方針図は、おおむねの位置を示している。
公園・緑地等は、広域的なものを示している。



出典：埼玉県「熊谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

凡 例	
商業エリア	新たなまちづくり検討エリア
利便性の高い住居エリア	公園・緑地
住居エリア	産業誘導ゾーン
沿道エリア	沿道型土地利用ゾーン
工業エリア	都市拠点
農地・集落エリア	副都市拠点
	地域拠点
	生活拠点
	産業拠点
	東部重点産業拠点
	道路軸（広域・拠点間連携）
	道路軸（地域連携）



出典：熊谷市「熊谷市都市計画マスタープラン」P. 44

2 北武蔵公園（熊谷スポーツ文化公園）

（熊谷都市計画公園 第9・6・01号 北武蔵公園）

③ 都市計画変更原案について

至 深谷市

至 太田市

群馬県

利根川

終点

至 邑楽町

第3・5・59号熊谷邑楽線

重複箇所

起点

国道125号

至 行田市

至 深谷市

至 深谷市

国道17号

国道17号バイパス

都市計画公園 第9・6・01号
北武蔵公園
(熊谷スポーツ文化公園)

凡例

表示	都市計画等の種類	例
行政区域	行政区	
用途地域	用途地域	
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	50 100 10m
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	50 100 10m
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	60 150 12m
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	60 200 -
第一種住居地域	第一種住居地域	60 200 -
第二種住居地域	第二種住居地域	60 200 -
近隣商業地域	近隣商業地域	80 200 -
商業地域	商業地域	80 400 600 -
準工業地域	準工業地域	60 200 -
工業地域	工業地域	60 200 -
工業専用地域	工業専用地域	50 200 -
防火地域	防火地域	60 200 -
防災防火地域	防災防火地域	
向成利用地区	向成利用地区	
駐車場整備地区	駐車場整備地区	
都市計画道路	都市計画道路	
都市計画公園	都市計画公園	
都市計画緑地	都市計画緑地	
都市計画に定められたその他の都市施設	都市計画に定められたその他の都市施設	
土地区画整理事業区域	土地区画整理事業区域	
地区計画区域	地区計画区域	
建築基準法特例地区	建築基準法特例地区	

※本図は、本図の作成に当たって、関係する関係機関等と協議の上、作成したものである。関係機関等との協議結果、本図の内容と異なる場合は、関係機関等に確認すること。

凡 例	
	変更後の区域界
	変更後減となる区域
	変更前の区域界
	変更前の区域



拡大図

至（仮称）
利根川新橋

熊谷都市計画道路
第3・5・59号 熊谷邑楽線

至 国道125号

一般県道
北河原熊谷線 交差点

都市計画公園 第9・6・01号
北武蔵公園
（熊谷スポーツ文化公園）

3 今後の予定

都市計画変更原案の検討



関係機関との協議

都市計画変更原案の作成

都市計画変更（原案）説明会（本日）

法第16条

都市計画変更案の作成

都市計画変更（案）の公告・縦覧（2週間）
意見書の提出

法第17条第1項

法第17条第2項

市への意見照会

法第18条第1項

都市計画審議会（埼玉県）

法第18条第1項

都市計画決定・告示

法第20条第1項

●都市計画の変更に関すること

○都市計画道路 第3・5・59号 熊谷邑楽線

埼玉県 県土整備部 県土整備政策課 事業調整担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号（第二庁舎2階）

電話 048-830-5017

○都市計画公園 第9・6・01号 北武蔵公園（熊谷スポーツ文化公園）

埼玉県 都市整備部 公園スタジアム課 公園企画担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号（第二庁舎2階）

電話 048-830-5403

●その他関連施設に関すること

熊谷市 都市整備部都市計画課

〒360-0195 熊谷市中曽根654番地1（大里庁舎）

電話 0493-39-4814

皆様の御理解と御協力をお願いします。